

2020年4月21日

名古屋市長
河村たかし 様

革新市政の会
代表 早川純午

新型コロナウイルス感染症から市民のいのちと暮らしを守る万全の対策を要請します

新型コロナウイルス感染症から市民のいのち・健康を守るために、昼夜を分かたず奮闘しておられることに心から敬意を表します。

感染拡大を抑えるには、一人ひとりが不要不急の外出を控え、医療崩壊を防ぐことが必要です。そのためには、外出やイベントの自粛要請で、収入が途絶えたり激減する人たちへの補償が不可欠です。あわせて、医療現場の体制確保、軽症者のための医療・宿泊施設の確保など本格的な財政措置を急ぐことです。

名古屋市では、以上のことを国に強く求めるとともに、国の対応に加え、必要な対策を早急にとられるよう要請します。

記

1. 国に対して、感染拡大防止に責任をもつよう強く申し入れる

全国知事会は4月8日、感染拡大防止で国がただちに取り組むべき「緊急提言」をまとめた。市としても国に対して、さまざまな自粛要請にともなう損失補填を強く求め、全国の自治体と連携し国の姿勢を変えていくこと。

2. 市民の暮らしと営業を守る

①行政から休業要請をした場合には県と市から休業協力金が支給されることになっているが不十分であり、市として全額休業補償を行い、国に対してはその補填を要求すること。

②市主催・共催のイベント等の中止については、予定した公演料などを全額補償すること。また、イベント自粛やキャンセルに対し、市独自で救済すること。

③感染の影響による収入源、失業などで家賃負担が困難な世帯に対し、緊急補助を行うこと。

④休業などで売り上げが激減している事業所に対して、家賃やリース代、水道光熱費などの固定費補助を行うこと。

⑤コロナウイルス対策の特別融資が円滑かつ迅速に行われるよう、県保証協会や金融機関に要請すること。セーフティーネット保証の保証料補助・利息補給を行う

こと。

⑥市民税、固定資産税について、コロナの影響に伴う新たな減免制度を創設し、収入が激減した個人、事業者に減免が適用できるようにすること。納税の猶予は十分な期間をとり、当分の間、差し押さえなどの滞納整理は行わないこと。国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料についても、同様にすること。

⑦保育料など市が徴収する負担金等について、⑤と同様に減免制度を設けること。

⑧国民健康保険の傷病手当制度を創設し、個人事業者と家族、フリーランスが感染した際の収入を保障すること。

⑨上記の施策の申請などの手続きは、できるだけまとめて行えるようにするなど、わかりやすく利用しやすいものとし、迅速な決定ができるようにすること。

⑩国に対して、消費税の引き下げを決断するよう強く求めること。

3. 医療・介護などの体制を崩壊させない

①医療機関の感染防止に不可欠なマスク、ガウン、手袋、消毒アルコールなど不足している医療資機材、衛生材料の災害用備蓄分を供出し、安定供給をはかること。

②医療崩壊を防ぐために、軽症の感染者を受け入れる施設を確保すること。医師や看護師に感染が広がらないよう、現場の声を聞いて必要な援助ができるよう予算を確保するなど対策を講じること。医師・看護師の十分な体制が確保できるようにすること。

③PCR検査センターを各地につくるなど、必要な人を速やかに検査する体制を整えること。

④感染症病床を大幅に増やすこと。当面、軽度者のための療養場所を十分に確保するなど医療崩壊を防ぐ対策をとること。

⑤感染患者受け入れ協力を備えてのベッド確保は医療機関にとってかなりの減収になるので、財政支援をおこなうこと。

⑥感染者が一般の医療機関を受診した際に適切な対応をとれるよう、状況の変化に応じて迅速で正確な情報提供を行うこと。

⑦健康に不安を感じる人が医療機関に殺到し感染拡大につながることはないよう、市民に適切な対処方針を示すこと。

⑧急性期病床の病床削減を進める、地域医療構想に基づく公的医療機関等の再編・縮小計画はやめるよう国および県に求めること。

⑨医師・看護師の確保対策を抜本的に強化すること。

⑩高齢者を受け入れている介護事業所に対し、感染防止に必要なマスク、アルコール消毒液などの提供を行うこと。

⑪介護、訪問介護時の分かりやすいマニュアルの早急な作成など事業所へのきめ細かな感染予防、感染対策の周知徹底を行うこと。

⑫介護人材不足に対応するために、潜在ホームヘルパーの復職などを含めた緊急措置をとること。

⑬外出自粛による介護サービス利用者減少での減収に対する補填や膨らんでいる

経費に対する助成など、事業所が抱えている困難を打開する施策を実施すること。

⑭病原体に汚染された家屋等の消毒は市が行い、感染の防止に努めること。

4. 市民の不安を取り除く

①くらしと営業、健康に不安をもつ市民に対し、ワンストップで相談できる専用窓口を設置し、広く周知すること。当面、保健・医療相談、生活保護や中小企業支援の窓口の体制を強化するとともに、県や社会福祉協議会、仕事・暮らし自立サポートセンターなどと連携を強化し、総合的な相談・支援ができるようにすること。

②学校、保育園などの休校・休園を余儀なくされる場合、子どものストレスや健康、学習の遅れなどの不安に対して適切にアドバイスできる体制を確立すること。仕事を休めない保護者への対策に万全を期すこと。

③学校給食が唯一のまともな食事となっている子どもたちを救うために、学校給食を再開し、必要な子どもに食事を提供すること。

④3つの「密」が懸念される学童保育所を継続するために、感染防止資機材の提供とともに、広い公共施設の提供などを具体化すること。

⑤学生アルバイトの収入源も支援対象とするよう国に求めるとともに、市として先行実施すること。国に、休校中の学費免除や奨学金の返済猶予を求めること。

⑥公務・公共サービスに従事する市や外郭団体等の職員については、感染症対策に万全を期し、市民生活のインフラを維持すること。とくに保健所・保健センターをはじめ感染症対策の frontline で働く部署については十分な体制を確保すること。

⑦公共施設については、一律に閉館するのではなく、個々の施設の必要性や対応を工夫すること。

5. 追い詰められる市民を救う

①生活保護、住居確保給付金などの施策は、必要な人にいくわたるよう柔軟に対応すること。

②雇い止め、企業倒産などで住居の退去を余儀なくされた人には、市営住宅の入居斡旋に加えて、民間アパートの斡旋やホテルの確保なども検討すること。

③インターネットカフェ等休業要請にともない、ここを一時的な住居地としている人に、無償で代替宿泊場所を確保すること。

④住居のない人のための一時保護施設は、個室化すること。民間の旅館ホテルなどを含めて必要な宿泊施設を確保すること。